⑵　資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

①　「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「放射性同位元素等の規制に関する法律」に定められている事業の廃止に伴う措置としての解体・除染・廃棄等の講ずべき義務及びあらかじめ原子力規制委員会への届出・認可の義務に基づき、施設の廃止等に係る債務を有しております。また「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき作成した「廃止措置実施方針」において、各施設の廃止措置に要する費用等の概算額を公表しております。

ただし、施設の廃止措置の時期や計画については、原子力規制委員会の認可が必要であり、当機構のみの判断で決定することはできません。また、廃止措置に関する解体・撤去等の方法については技術的に確立されていない研究開発途上段階のものがあることや、今までの施設等の利用状況に伴う影響等を踏まえなければ解体・撤去の手順等を決定できないこと、当機構の施設は原子炉施設のほか、核燃料使用施設、再処理施設、加工施設、廃棄物管理施設等と多様であり、それぞれの施設解体実績が十分でないこと等、不確定要素があることから、これらの債務履行に係る費用を合理的に見積もることができないため、⑴⑤で記載しているものを除き当該資産に係る資産除去債務を計上しておりません。また「廃止措置実施方針」において公表している各施設の廃止措置に要する費用等は概算額であるため、これを合理的な見積額とみなすことはできません。そのため、当該資産に係る資産除去債務を計上しておりません。

②　事業等用地の賃貸借契約や立地地域との協定等に基づく事業終了時又は退去時の建物等の原状回復義務を有しておりますが、現時点において原状回復に係る具体的な範囲及び方法が必ずしも明確でないこと並びに当該資産を使用する事業の終了予定はなく使用期間が明確ではないことから、これらの債務履行に係る費用を合理的に見積もることができないため、⑴④で記載しているものを除き当該資産に係る資産除去債務を計上しておりません。

11. 連結財務諸表について

当機構は特定関連会社がないため、連結財務諸表は作成しておりません。

12. 放射性物質分析・研究施設第１棟（大熊分析・研究センター）に係る損害賠償請求権

当機構が平成29年１月20日付けで鹿島建設株式会社に発注した放射性物質分析・研究施設第１棟（大熊分析・研究センター）に係る建設工事において、管理区域系統の換気空調設備の風量不足が発生し、現在も解消されておりません。したがって、本件第１棟には所定の性能を達成できなかった（風量不足）という点において瑕疵が存在するため、当機構は令和５年６月９日付で鹿島建設株式会社に対し、損害賠償請求権を有することを通知しました。

損害賠償請求権の通知以降、民事調停を実施しております。

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

令和７年８月22日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ｅ第1098号	令和５年４月13日	プロンチュ陽子	令和７年７月17日	

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等と認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和７年８月22日　魚沼市長　内田　幹夫

１　対象となる特定空家等

所在地　新潟県魚沼市穴沢49番地５

構　造　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階

２　所有者等が行うべき措置の内容

３の措置の期限までに、当該建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等について、これを搬出し適正に処理するとともに、当該建築物を除却すること。

３　措置の期限　令和７年９月19日

期限までに措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

４　魚沼市役所の掲示場への掲示

この公告の詳細については、魚沼市公告式条例第２条第２項に規定する魚沼市役所本庁舎前掲示場及び北部庁舎前掲示場において掲示する。

５　問い合わせ先

魚沼市地域創生課自治振興係

電話　025―792―9752